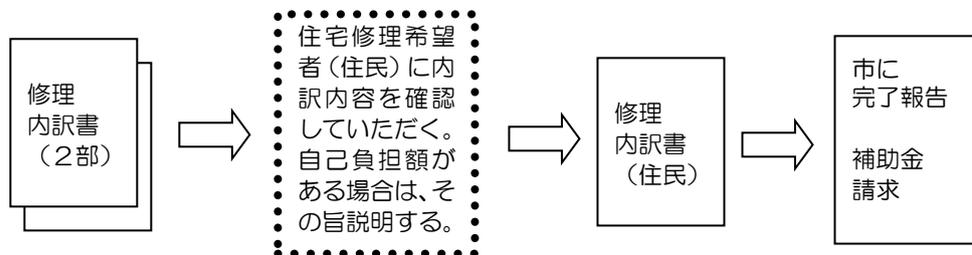


<住宅の応急修理を行った工事の施工業者の方へ> **市制度**

住宅の応急修理を希望する住民に対し、内訳書の作成をお願いします。
別添の修理内訳書を作成してください。
様式の電子データ（エクセル）は、石巻市のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。

修理内訳書は、2部作成してください。住民に内容を説明し、内訳書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

内訳書は、1部は住民に交付、もう1部は石巻市の住宅の応急修理制度担当に提出するものです。
石巻市は、提出された修理内訳書を審査します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

<注意点>

工事完了報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真がありましたら提供いただきますようお願いいたします。

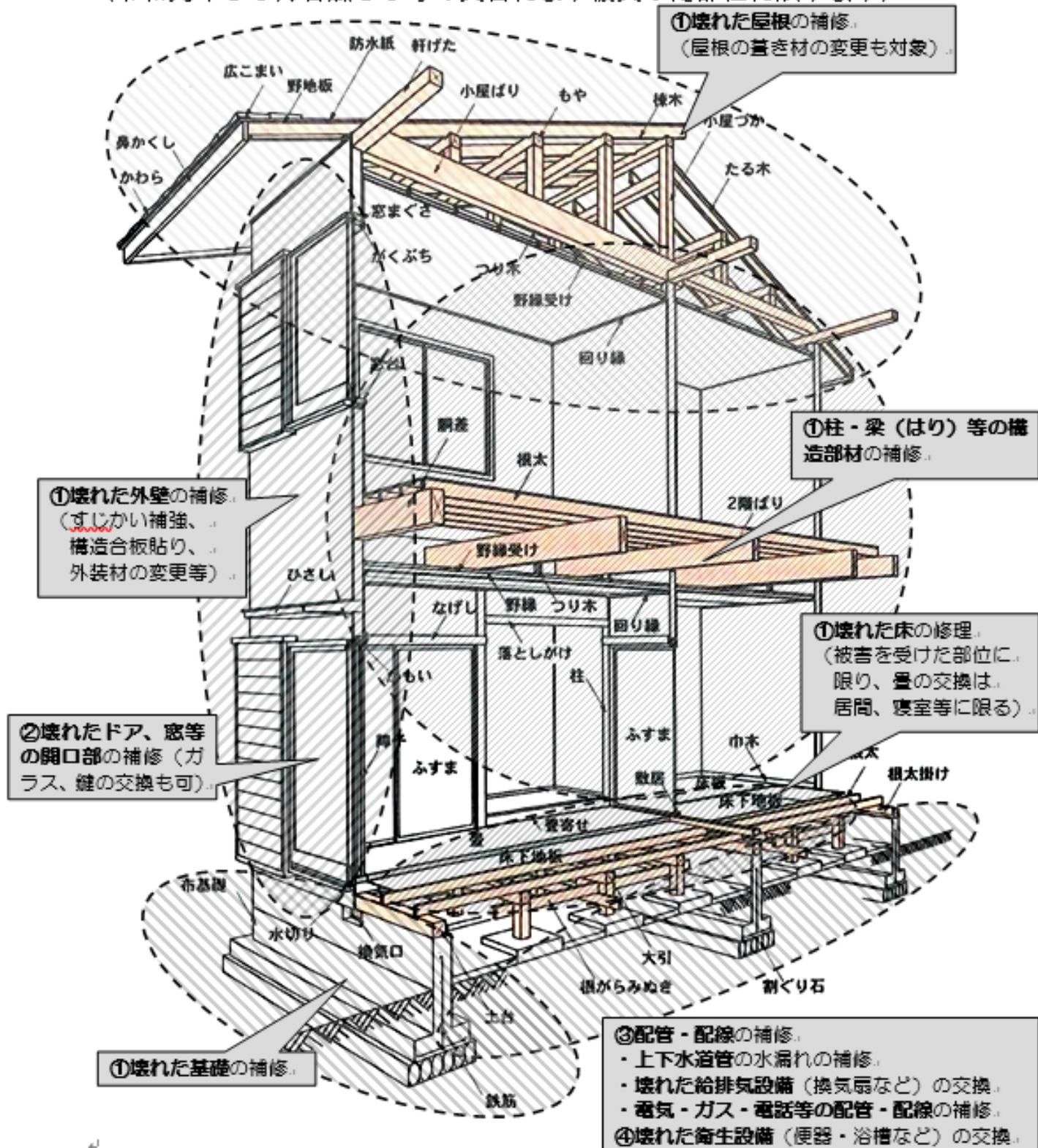
住民への内訳内容説明の際、応急修理制度対象分以外の住民負担分がある場合、その旨を住民に御説明願います。

お問い合わせ先

石巻市 住宅の応急修理制度担当
電話：(0225) 95-1111
内線 3983・3984

住宅の応急修理対象範囲

(令和元年10月台風19号の災害により被災した部位に限ります)



<注意点>

- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。
ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳のみの交換は対象外です。壊れた床の補修と併せて畳交換を行わざるを得ない場合、居間、寝室等限り対象です。家電製品は、対象外です。